

堺市立南こどもリハビリテーションセンター
堺市立北こどもリハビリテーションセンター

危機管理マニュアル

(令和6年4月改訂)

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団

第1章 総則	1
1. 目的	
2. 定義	
第2章 危機管理体制	1
1. 責任者等の設置	
2. 危機管理対策本部	
第3章 危機管理の構成	2
1. 災害対策計画	
2. 緊急事態等対策計画	
第4章 危機管理の基本方針	3
1. 平常時の準備	
2. 応急対応	
3. 事後対応・対策	
第5章 危機事象へのスムーズな対応	5
1. 緊急事態発生時の留意点	
2. 事業団本部との連携	
3. 堺市への報告	
第6章 災害対策計画	7
1. 火災対策行動マニュアル	
2. 天災対策マニュアル	
(Ⅰ) 風水害(台風)対応行動マニュアル	
(Ⅱ) 地震対応行動マニュアル	
第7章 緊急事態等対策計画	12
1. 事故対策及び対応行動マニュアル	
2. 事件対策及び対応行動マニュアル	
3. 感染症対策及び対応行動マニュアル	
4. 人権侵害、情報漏洩対策及び対応行動マニュアル	23

第1章 総則

1 目的

本計画は、社会福祉法人堺市社会福祉事業団 南北こどもリハビリテーションセンター(以下「センター」という。)における危機管理の基本および行動指針を定めることにより、総合的かつ計画的な危機管理の推進を図り、もって利用者等の生命及び身体を保護するとともに、施設運営上の安心と安全並びに当センターへの信頼を維持向上させることを目的とする。

2 定義

(1) 危機

この計画において危機とは、「災害」及び「緊急事態等」(いずれに おいても発生のおそれがある場合を含む。)をいう。

① 災害

災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条 第1号に定める「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他 その及ぼす被害の程度においてこれに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

② 緊急事態等

緊急事態等とは、感染症、環境汚染、情報漏えい、盗難、人権侵害、利用者等の生命・身体に被害が生じた事件・事故、経営上の危機的な事態、センターの信頼性を損なう事件・事故など、災害以外の危機をいう。

(2) 危機管理

危機管理とは以下のことをいう。

① 危機の発生を予防及び回避するための対策を講じること。

② 危機発生による被害の軽減及び拡大防止を図ること。

③ 危機の收拾及び収束に加え、危機の再発防止に取り組むこと。

第2章 危機管理体制

1. 責任者等の設置

(1) 危機管理責任者

施設部長は、危機管理責任者としてセンターの危機管理に関する責任を有する。

(2) 統括危機管理者

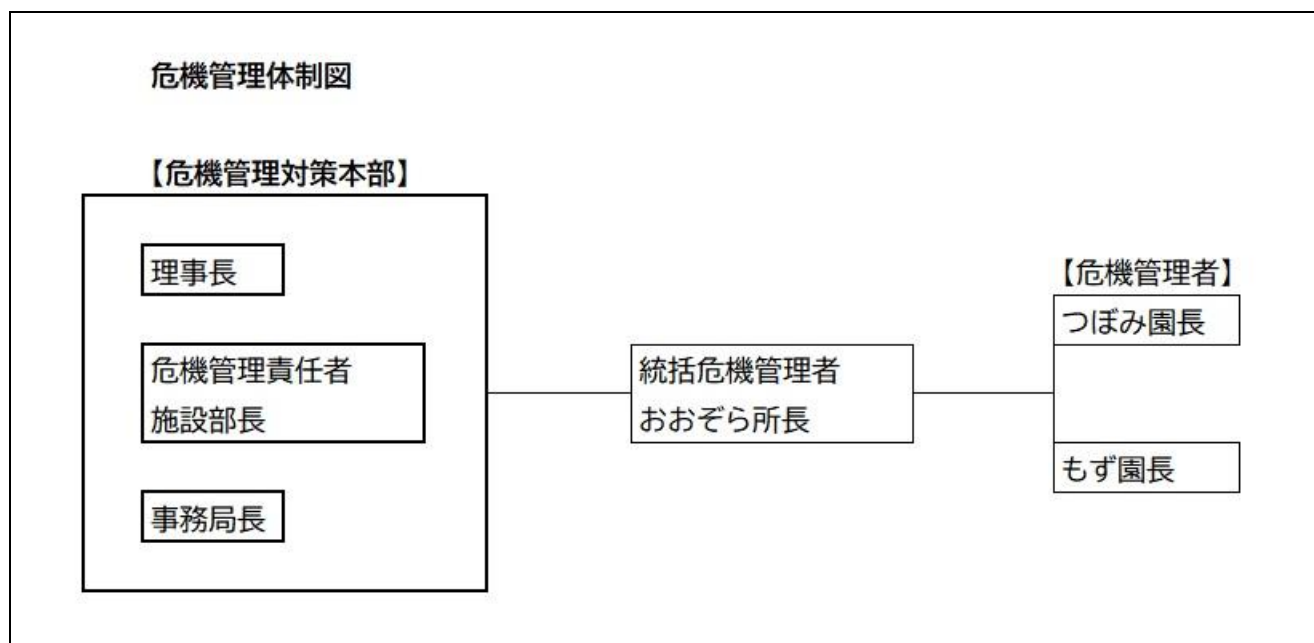
統括危機管理者はおおぞら所長がその任にあたり、施設部長を補佐する。

(3) 危機管理者

各園の所属長がその任にあたる

2. 危機管理対策本部

危機が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「危機発生時」という。)には、理事長を本部長とする危機管理対策本部を設置し、的確に危機に対応する。



第3章 危機管理の構成

危機管理においては本計画に加えて各センターにおいて、「災害対策計画」及び「緊急事態等対策計画」を立案し、各センターが必要に応じて下記の各マニュアルの整備を行う。

1 災害対策計画

(1) 火災対策マニュアル

- ・火災対応行動マニュアル

(2) 天災対策マニュアル

- ・風水害(台風)対応行動マニュアル
- ・地震対応行動マニュアル

2 緊急事態等対策計画

(1) 事故対策及び対応行動マニュアル

- ・ケガ ・誤飲、誤食 ・プール遊びでの事故 ・通園バス内の事故

(2) 事件対策及び対応行動マニュアル

- ・園児自由外出による不明
- ・不審者侵入
- (3)感染症対策及び対応行動マニュアル
 - ・食中毒
 - ・感染性疾患
- (4)人権侵害、情報漏洩対策及び対応行動マニュアル

第4章 危機管理の基本方針

1 平常時の準備

平常時の準備は、危機の発生を予防及び回避するための対策を講じる観点から以下のとおり行う。

(1) 組織の危機管理意識・能力の向上

各センターは、危機に際し組織として対応できるよう、発生のおそれがある危機を想定し、職員の動員、行動の手順、対応方法等について計画を立案し、マニュアルを整備するとともに、教育訓練を行い、危機管理意識と能力を向上させるものとする。

(2) 職員の危機意識の高揚

職員は、危機管理のための知識、技術等危機管理対応能力の向上に努める。

(3) 危機管理体制の整備

各センターは、危機管理に関する各計画・マニュアル、組織等の点検・確認を行うとともに、危機発生時に有効に活用できるよう資機材等の適切な管理を行う。

(4) 訓練及び研修の実施

各センターは、危機管理に関する各計画・マニュアルに即した行動が的確にとれるよう、危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための職員教育・研修等を実施する。訓練実施時は、訓練結果を関係者で評価検証し、危機管理体制の整備と充実を図る。

(5) 関係機関等との連携強化

各センターは、危機発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関等との連携を密にして、協力体制を強化する。

(6) 利用者への情報提供及び訓練の実施

センターと利用者(保護者)が一体となって危機に対応することが重要であることから、危機管理に関する知識・技術等の情報を利用者(保護者)と共有し、施設利用時の危機を想定した訓練を実施する。

2 応急対策

応急対策は、危機発生による被害の軽減及び拡大防止を図る観点から以下のとおり行う。

(1) 情報の収集、報告等

各センターの園長は、危機発生時、各計画・マニュアルに基づき、的確に情報を収集し、直ちに行動するとともに施設部長への報告等を行う。

(2) 危機の認定、レベル等の判断

危機発生時、施設部長は、事態の様相、被害の状況、社会的影響、事業団への影響、組織的対応の必要性等を考慮し、統括危機管理者(おおぞら所長)等と協議のうえ、危機の認定、危機レベル等を判断する。

(3) 危機発生時の組織体制

- ・危機発生時、各センターの園長は対策等の必要な体制をとり、初動対応に万全を図る。
- ・施設部長は危機の規模、被害等の拡大(拡大が予想される場合を含む。)などにより、事業団全体としての対応が必要と判断した場合には危機管理対策本部を立ち上げ、事業団を挙げて組織的に活動する。
- ・同時に施設部長(おおぞら所長)は危機発生について所管課(障害支援課)への報告を行う。

(4) 活動方針の決定

危機発生時、各センターの園長は、収集および分析した情報を施設部長に報告し、その結果に基づき危機管理対策本部等において活動方針を決定する。

(5) 関係機関等と連携した応急対策の実施

危機発生時には、被害や影響を最小限にするために所管課、関係機関、利用者等と密に連携・協力して応急対策を実施し、事態を早急に収拾する。

3 事後対応・対策

事後対応・対策は、危機の収拾、収束及び再発防止に取り組む観点から以下のとおり行う。

(1) 利用者の生活の安定

危機の収拾後は、所管課及び関係機関等と相互に協力して、利用者等への相談を行い、個々の生活の早期安定を図る。

(2) 本来業務の復旧

危機の収拾後は所管課及び関係機関等と相互に協力して、センター本来業務の再開に努める。

(3) 評価と再発防止

危機の収拾後は、危機管理体制について総合的な評価を行い、予防及び被害の軽減等の改善策を明確にし、マニュアル等に反映し、危機管理体制を改善するとともに再発防止を図る

第5章 危機事象へのスムーズな対応

1. 緊急事態発生時の留意点

ア. 緊急事態への対応を優先

事故等は人命にかかわることがあるので、その対処を迅速かつ適切に行うことが大切であり、療育中であっても事故等への対応を第一とする。

イ. 冷静な対応

危機管理マニュアルに従い、適切な対応は何かを意識しながら、園長等の指示に従い、独断で対処せず他の職員と協力して対応にあたらなければならない。

ウ. 組織的な対応

個人で対応するのではなく、組織としての対応が必要となる。そのためには、必ず園長へ報告を行い、指示を受ける。そして園長が、決定事項を全職員に伝え、組織的に対応できる体制をつくる。混乱した状況では、なおさら、「報告・連絡」の徹底を図らなければならない。

エ. 正確な情報収集及び情報の共有化

緊急事態発生時、園長等は職員から正確かつ速やかに情報収集を行うとともに、情報を整理し、職員間でその情報を共有し、また、経過等を記録しておく。

オ. 関係機関との連携

警察、消防等とも連携を図り、対応に関する助言や協力を得るようにする。

2.事業団本部との連携

施設部長への迅速で正確な報告を行い、状況を共有しながら対応をすすめる。

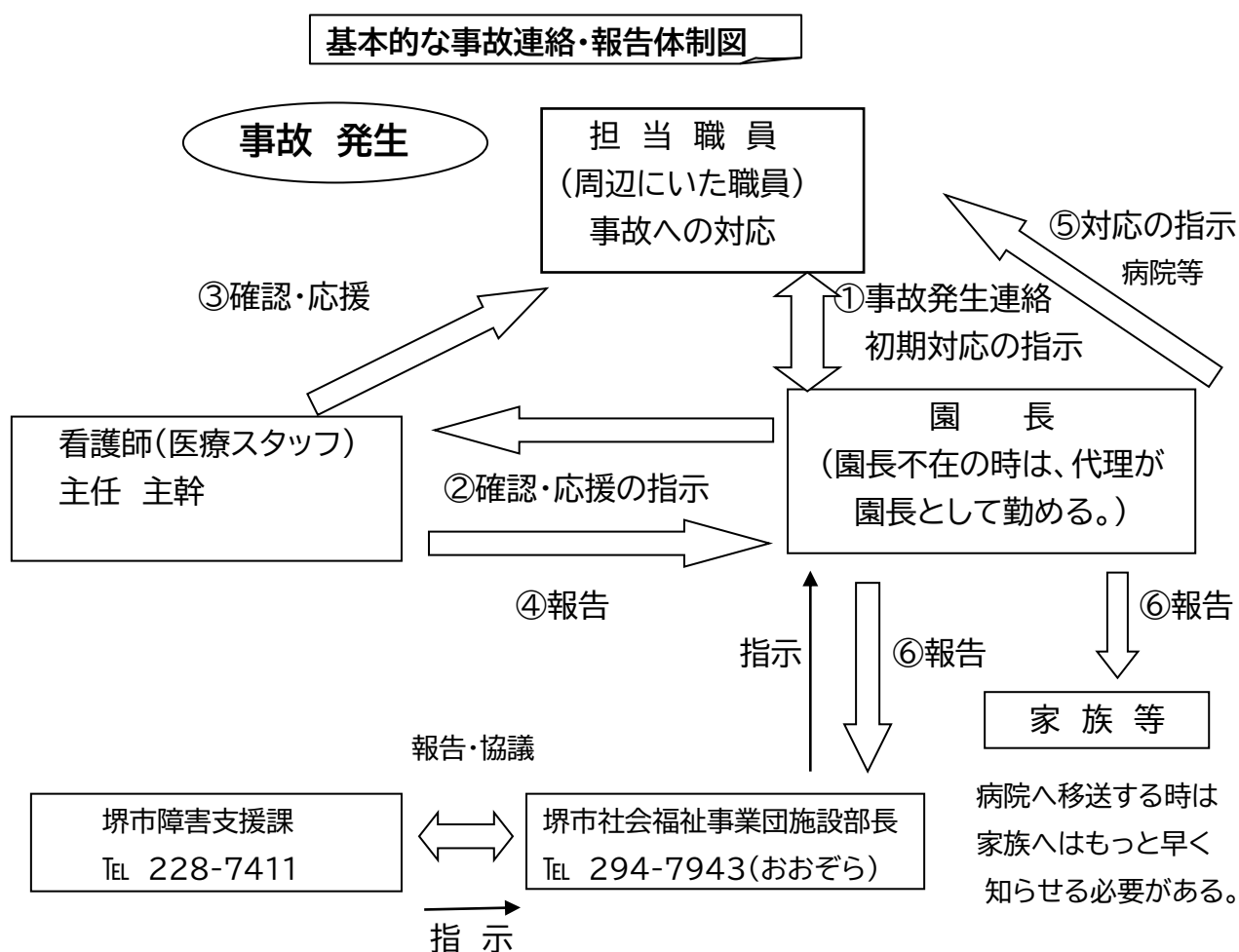
(報告内容)

- ・発生日時及び事故等の状況
- ・破損の程度や負傷者の名前、年齢、負傷の程度など
- ・発生時にとった園の対応
- ・病院や警察などとの連絡状況
- ・保護者や地域社会等への連絡状況とその反応

緊急事態発生時には様々な対応が想定されることから、上記の報告内容がそろっていないくても、直ちに施設部長に一報を入れ、指示を受ける。

3. 堺市への報告

堺市(障害支援課)にも遅滞なく報告を行い助言・指示を受けなければならない。



第6章 災害対策計画

(1)火災対策行動マニュアル

☆園が火事になった場合

- ①(火災発見者)非常ベルと周囲への伝達、可能なかぎりの初期消火。その後誘導。
- ②(最初に通報を受けた職員)職員室に119番通報を求める。大声で周囲に知らせる。
初期消火か避難誘導の判断をして対応。最後は避難誘導にあたる。
- ③(保護者・その他の職員)・発生を知る ・担当園児の居場所の確認と安全確保 ・放送で避難場所の確認
・周囲の職員に協力を求めながら避難 ・最終確認担当者は逃げ遅れの園児がいらないかを確認
・点呼と報告
- ④(対策本部)・119番通報の指示 ・館内放送で避難指示 ・初期消火指示 ・避難誘導
・消防車進入路誘導 ・名簿による人数確認 ・負傷者状況確認と救護指示 ・避難完了の確認
・所管課、報道機関、その他への対応

※ (事後対応)

- ・状況により、全保護者に連絡、被害の程度により各保護者に迎えを請う。
- ・保護者へ事後の報告を行う。(手紙、説明会等)
- ・園周辺の住人に報告する。
- ・理事会、評議員会で報告する。
- ・所管課へ報告する。

★予 防

- ・園が消防計画に基づいて避難訓練、消火訓練を月1回実施する。
- ・防災に対する認識を高め、火災時の避難の仕方や、緊急時の対応が速やかに出来るようにする。
- ・施設管理をきめ細かく行い、火災を予防する。
- ・自衛消防組織図を掲示し、熟知しておく。

☆ 園周辺が火事の場合

- ①子どもの安全確保を行い、状況によっては安全な場所に避難する。
- ②子どもの安全を確認したあと延焼が予測される場合は、重要書類等を運びだす。
- ③園児の安全確保を第一にしながら、園職員が援助できることはないか、園長の指示に従い行動する。

☆非常持出

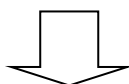
非常時に持ち出さなければならない重要書類を一箇所にまとめておき、誰が責任を持って持ち出すのか、毎年度当初に確認しておくこと。

(2)天災対策マニュアル

(Ⅰ)風水害(台風)対応行動マニュアル

★対 策

- ①風水害(台風)は、ある程度予測が可能であるので、刻々と変化する最新の正確な情報の把握に努める。
- ②安全への懸念や支障が生じるような状況に至った場合は、保護者等へ協力を求める。
- ③暴風に備え、ガラスの割れ、飛ぶ物がないようにしておく。また、停電への備えも怠らない。



- ①午前7時現在の時点で、大阪府(泉州地区)に暴風警報が発令されているときは、9時療育開始クラスは、休園する。
- ②午前9時の時点で、大阪府(泉州地区)に暴風警報が発令されているときは、全クラス休園とする。
※午前7時の時点で、大阪府(泉州地区)に暴風警報が発令されている時は、①、②について、一斉メールを通じてお知らせする。
- ③午前7時から、午前9時までに大阪府(泉州地区)の暴風警報が解除された時は、1時間遅れで、短縮して実施する。保護者へ一斉メールを通じてお知らせする。
- ④登園後に暴風警報が発令された時は園で待機するが、時間は短縮して降園することもあるため、保護者に対し、自宅待機の協力要請を行っておく。
- ⑤その他の警報(例えば大雨・洪水警報)などの場合は、基本は通常の療育を行う。必要に応じて堺市所管課と対応を協議する。

※その他、登園することが危険であると施設部長が判断した時は、所管課と相談し、休園とすることもある。

(Ⅱ)地震対応行動マニュアル

震度4	ほとんどの人が驚く。電灯などの吊り下げ物が大きく揺れる。置物は倒れることがある。
5弱	大半の人が恐怖を感じ、つかまりたいと感じる。食器や本が倒れることがある。 固定していない家具が移動したり、不安定な物は倒れることがある。
5強	つかまらないうと歩けない。食器や本で落ちるものが多くなる。 補強されていないブロック塀がくずれることがある。
6弱	立ってはいられない。家具の大半は移動。倒れるものも多くなる。ドアも開かない。タイルやガラスが破損、家の瓦が落下したり建物が損壊することもある。
6強	はわないと移動できないし、飛ばされることもある。傾く物や倒れるものが多くなる。地割れ、地滑り、山崩れもおこる。

☆ 園児が在園中の時

① 《初期避難》

- ・揺れがおさまるまで、倒れそうな物のない場所で、できれば机の下にもぐり待機する。
- ・避難の指示を聞いて安全な場所へ避難する。しばらく待っても放送が入らない時は、職員は安全を確認し、園児を安全な場所(ふだんは園庭)まで誘導する。(誘導は、職員が先んじて安全を確認しながら行う。)
- ・けが人がいたら、すぐに看護師へ連絡し対応する。(その場の職員数が少ない時は、他クラスへ応援を求める。)
- ・安否を確認し、けが人への対応が完了したら、初期避難が完了。
- ・初期避難完了後、【1】バスで定刻通り降園できるか 【2】保護者の迎えを待つかを決定する。

※ 園の建物が倒壊あるいは延焼した時、ただちに場所を移動しなければならないので、南リハの場合は、園庭から1園横の通路を通過して玄関口に行くことになる。(北リハの場合は、一旦園庭に避難した後、園以外への避難は建物を通らずに避難できるので、園庭でよい。)

※ 園以外の避難場所 (南リハ = 城山台小学校 北リハ = 上野芝小学校)

② 《安全な建物への避難》

- ・初期避難が終了したら、安全な建物を確認し、その建物に避難する。
(降園あるいは、保護者のお迎えをこの場所で待つ。)

③ 《避難完了》

- ・園児のすべてが降園できたら終了。今後の事業継続について検討する。

【備蓄品】 R5.10.1 現在

区分	品目		単位	つぼみ園	もず園	備 考
食料水	食料	アルファ化米	食	180	258	(つぼみ)園児 60 人 1 日 3 食分 (もず)園児 86 人 1 日 3 食分
		アルファ化米 五目ごはん	食			
		アルファ化米白かゆ	食	18	20	(つぼみ)園児 6 人 1 日 3 食分 (もず)園児 6 人 1 日 3 食分+ 予備 2 食分

		紙コップパン	個		30	(もず)園児10人1日3食分
		ビスケット(ルヴァン、ビスコ等)	枚	12	1,320	(つぼみ)園児80人3日分(1回5枚) (もず)園児68人1日分
		ミニクラッカー	枚		1,296	
		カンパン	個			
		ボックスカレーライス	食			
		煮込みハンバーグ	食			
	水	水(500~550ml)	本	24	64	(つぼみ)非常持ち出しリュック用 (もず)非常持ち出し用等
		水(340ml)	本		7	
		水(1.5L)	本		40	(つぼみ)園児80人3日分(一人1.5ℓ) (もず)園児40人3日分(一人1.5ℓ)
		水(2L)	本	180		
トイレ		簡易トイレ	個			
寝具類		毛布	枚			
消耗品	水・食関係	ウォーターキャリー(10L、5L)	袋		4	
		カセットコンロ	台			
		カセットガス	本			
		割り箸	膳			
		スプーン	本			
		紙コップ	個	150	120	
		ペーパーボウル(650ml)	枚			
	照明・音声・電池	懐中電灯	本	7	4	
		ヘッドライト	個			
		LEDライト	本			
		乾電池(各種)	本	10	8	
		クリプトン球2.4V	球	10		
		拡声器	台	3		
		ポータブルスピーカー用マイクセット	本			
		手回し充電ラジオ	台	5	4	

等					
	CD ラジカセ	台			
その他必需品	ビニールシート(サイズ各種)	枚	5	4	
	ロープ	本	5	4	
	ハサミ、ナイフ	本	5	4	
衛生品関係	マスク(レギュラー、スモール)			4	
	プラスチックグローブ(L、M、S)	組			
	ガーゼ	箱		4	
	バンドエイド	箱		4	
	包帯	箱		4	
	手指消毒剤(1L)	本			
	ペーパータオル(200 枚入)	個			
	ウェットティッシュ	箱	5	4	
	タオル(サイズ各種)	枚	20	12	
掃除等	ゴミ袋	枚	175	120	
	角スコップ(角、剣先)	本			
	ほうき	本			
	てみ	個			
身に着ける	ヘルメット	個			
	軍手	双	10	8	
	安全長靴(L、LL)	足			
	レインスーツ(L、LL)	着			
	アルミブランケット	枚			

※ 備蓄品の点検は、毎年11月に行う。

☆ 園児がバスに乗っている時

<バスが出発後～園に到着(あるいは、降園時のバス停)までに起こった時>

◎ 通信可能な場合

各バスの添乗職員は、園に状況を報告する。(車内の園児の安否、現在の場所、道路状況、バスの状態)

◎ 通信不可能な場合

各バスの添乗職員は、災害伝言ダイヤルに、園児の安否、現在の場所、道路の状況、バスの状態などを連絡する。朝日自動車の場合、会社と無線で連絡できるので、会社へ連絡を入れる。

(停電時、無線はバス間のみで、会社へは通じない。)

※ 上記のいずれの場合も、震度4以上であれば、交通渋滞の可能性もあるので、園からは、単車や自転車の職員を各バスへ派遣し、状況によっては保護者の迎えをそこで待つ。移動できるようであれば、園へ向かう。(降園時は保護者へ送り届ける。)

※ トイレの対応が予想されるので、添乗職員が運転手と相談して対応する。状況が可能であれば、近くの小学校へ避難することも考える。

☆ 上記以外の時

・堺市の規定では、震度6以上で休園となっている。

・震度5以下においても道路状況や園の建物の状況において、運営できるかどうか、所管課と相談して決定する。

・(非常災害時に備えての調査より)地震の状況にもよるが、各園で、あらかじめ出勤できそうな職員のリストを用意しておく。

◎ コドモン、緊急メール、フェイスブック、災害伝言ダイヤルで情報を発信していく(施設部長あるいは、所長・園長)

第7章 緊急事態等対策計画

(1)事故対策及び対応行動マニュアル

※ 各種事故への対応は基本的に診療所医師・看護師と連携のうえ、対処すること。

(Ⅰ)けが

<1>転倒・転落によるけが

転倒・転落による事故は、ちょっとした不注意で転ぶ程度から、骨折等の大ケガや意識不明状態に陥る大事故まで様々。

★対応

受傷児の状態を観察し、適切かつ迅速な対応を行う。



<状態の観察>

- ①意識の有無
- ②外傷があるか、あれば出血の有無
- ③顔色・眼球の動き・呼吸など全身状態の確認

＊頭部・顔部の打撲時は、24～48時間で急変する場合があるため注意を要する。

<応急処置> 以下は看護師による

- ・こぶができていたら……冷やす 冷湿布
- ・出血していたら……傷口の汚れを流水で洗い流し、消毒後、傷口にガーゼを当て圧迫止血する。

★予防

- ①環境要因の改善、除去に努める。(建物・園庭・保育室の遊具や設備については、それぞれ日々のチェックを行う。)
- ②園児の状態像を把握して関わる。
- ③職員間の情報交換を密にし、園児へのフォローを確認し合う。
- ④親子でいる時も、親も子どもの動きに注意を払うよう伝える。

<2>園児同士のトラブルによるけが

園児同士のトラブルでおこりやすい事故には、相手を押す・ひっかく・噛む・ぶつかる・髪をひっぱるなどがある。それが転倒・転落・落下事故につながることもあり、注意が必要。

<応急処置>

- ・噛傷があれば……冷やす。
- ・その他……けが発生時と同様

<保護者との連携>

被害側の保護者には、けがに至った経緯と行った処置をきちんと説明しなければならない。一方、加害側の保護者にも正確に状況を報告する必要がある。なお、その際、子どもの発達状態をふまえて(保護者の思いも踏まえて)、子どもがとった行動とその背景について、また今後の園での対応について説明し、家庭との連携を図る。

★予 防

- ①その日登園してきた時の子どもの状態、最近の変化を常に把握し、園児の動きを予測した機敏なかかわりを行う。
- ②職員間の情報交換を密にし、対応方法を共有する。
- ③朝のミーティング等で注意を要する子どもの報告を行い、保育内容等を検討する。
- ④親子でいる時、親も子どもの動きに注意を払うよう伝える。

(Ⅱ)誤飲・誤食

<1> 誤 飲

★対 応

- ①原因物質の確認(何を飲んだのか)
- ②飲んだ量の確認(残っている量から判断)
- ③医師・看護師へ報告し、病院受診を行う。
- ④原因物質の種類により、応急処置、救急車要請。
- ⑤以後、緊急事態発生時の留意点(P5)に基づく。

★予 防

- ①洗剤、薬品などは手の届かない場所に保管もしくは施錠を徹底する。
- ②園児の周りの異物は整理する。
- ③掲示物に押しピン等危険なものは使用しない。

<2> 誤 嚥

食べ物や異物を気管内に飲み込んでしまうこと。

★対 応

- ①誤嚥した園児を発見した場合ただちに医師・看護師を呼ぶ。
- ②窒息物を取り除く。
 - ・わきをかかえ逆さまにし背中をたたく。
 - ・腹部突き上げを行う。
 - ・口の中に異物が見える場合は取り除く。
 - ・吸引器で吸収する。
- ③応急処置の実施
- ④状態により救急車の要請を行う。

⑤以後、**緊急事態発生時の留意点(P5)**に基づく。

★予 防

- ①園児の心身の状態を把握しておく。
- ②摂食状態にあった食事・調理の工夫。
- ③摂食状況の十分な観察を行う。
- ④吸引器はすぐ使用できるように、元の状態にしておく。

＜誤嚥と食道異物の見分け方＞

誤嚥(窒息)(気管内に入る)	食道異物(食道に止まっている)
・声が全くでない。 ・顔色が紫色になり意識障害にいたる。	・声は出る。 ・流涎(よだれ)が出る。 ・苦しそうだが、顔色が変わらず意識がある。

＜3＞誤 食(食事アレルギーのある園児)

食事アレルギーのある子どもが制限されている食べ物を誤って食べてしまうこと。

★対 応

- ・誤って食べてしまったアレルゲンを含む食事を、すぐに口からださせる。
- ・皮膚についたとき、さわった手で目をこすらないように注意する。(手を洗う)
- ・湿疹などの皮膚症状や、咳、喘鳴などの呼吸症状に注意して観察する。(約 2 時間)
- ・保護者に、誤食があったことを連絡する。
- ・上記症状がでた場合は、医療機関を受診する。
(預かりの薬がある場合は飲ませる)

★予 防

- ・保護者との面談で食事アレルギーをもった園児を把握し、主治医から制限食の指示をもらう。
- ・給食において制限食の献立を検討する。
- ・他児の食事と間違わないように、制限食の器の色などを換え、一目で区別がつくようにしておく。
- ・制限食を出している園児の情報を全職員が共有しておく。

(Ⅲ)プール遊びでの事故

★対 応

- ①子どもがおぼれる等事故にあった時は、ただちにプールから引き上げ、状態により救急車を呼ぶ。

- ②救急車を呼ぶ場合、到着までに、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージなど適切な処置を行う。
- ③職員は協力して心肺蘇生を根気強く行う。心肺蘇生法については、日頃より習熟しておく。

(AEDの使用)

- ④他の子どもはただちにプール遊びを中止する。
- ⑤園長等は職員に敏速・適切に指示をだし、救急車の要請や保護者への連絡など迅速に対応する。

★予 防

- ①日頃からプール遊びでの事故は生命にかかわるので、このことを職員は強く自覚し、プール遊びが安全に実施されるよう保育にあたる。

<プール遊びでの事故で考えられる3つの原因>

- *プールの施設・設備自体の欠陥や管理の不十分さによる場合。
- *子ども自身の要素(体質・体調)による場合。
- *遊びの指導を含むプールの利用方法に問題がある場合。

<原因への対応>

- ①プールの安全予防管理に努める。
プール付近の危険物撤去、シャワーや排水口の点検、水の消毒(塩素剤)、適切な水量
水温の確認、水質検査、残留塩素濃度測定
- ②プール前健康診断で子どもの健康状態を把握する。
- ③保護者より入泳可否の連絡を受ける。
- ④入泳前、入泳中も健康状態を観察し、子どもが疲れないように、入泳時間等に配慮する。
- ⑤子どもの実態を踏まえたプール遊びの指導計画を作成し、実施にあたっては体制、方法などを周知徹底する。

(IV)通園バス内での事故

車の急ブレーキ、ドアに手や足をはさむなど不測の事故が想定される。

★対 応

- ①シートベルトの装着を心がける。
 - ②事故・ケガが起きた場合は通園バスを安全なところで停車させ、他の児童の状況を確認の上、園に直ちに報告・指示を得ること。
- <ケガの項参照>

<大きなてんかん発作があった場合>

(詳細は個人別対応マニュアル参照)医師と看護師で作成し、園とバスに準備している。

- ①バスを安全な場所に止めて、気道を確保し、場合によっては、座席に暫く寝かせる。
- ②園に連絡し、医師・看護師の指示を受ける。
- ③状態が落ち着いたら、エリアにより家又は園に送り届ける。
- ④重篤な発作のある園児の場合は、2人添乗を原則とし、園長(代理)の指示によっては救急車をよぶ。

★予 防

- ①園児乗車前の車内の安全確認。(異物がないよう確認)
- ②園児へのシートベルト装着の確認。
- ③同乗保護者への安全確認と意識づけ。
- ④てんかん発作を持つ園児の状態確認を常に行い、ミーティング等での情報交換を緊密に行う。

(2)事件対策及び対応行動マニュアル

(Ⅰ)園児自由外出による不明

園出入り口や玄関の施錠忘れ等により、子どもが園外に出て所在が不明になった場合は、一つ間違えば命に関わる大きな問題となる。何より迅速な対応が求められる。

★事前準備

- ①搜索にあたっては、写真、服装(帽子・靴を含む)、体格(身長)と園の電話・FAX 番号を明記した印刷物を用意する。(このため、年度当初に全園児の写真を撮っておく)
- ②探す区域を決め分担する。地図を全員に渡す。近隣の通行人や店舗などの協力を求める。
- ③搜索者と携帯電話で連絡をとりあう。連絡をとりあえるよう、携帯電話を持参する。

★対 応

- (1次搜索)園児の行方不明が判明したら、園長(代理)に報告するとともに、職員は手分けして園内を搜索する。
- (2次搜索)発見よりおよそ10分後を目途に、マイク放送で施設内での呼びかけと同時に、園外の近隣を任務分担により搜索。
- (3次搜索)発見よりおよそ20分後、保護者への連絡と警察への連絡。
搜索範囲の拡大。園児への療育を中断し、職員を最大限搜索に当たらせる。担任の一人と主任を保護者のもとへ向かわせる。
- (4次搜索)時間の経過と共に危険度が増す可能性が大きく、自力捜査の時間を区切り、関連機関の協力を得つつ、安全に気を付けながら搜索を続ける。

＊関係機関への連絡内容：(警察・本庁・駅・店舗・近隣施設等)
 児童名・性別・体格・服装・何時ごろ・所外に出たときの状況 等

【園からいなくなった場合の問い合わせ先】

<南リハ> 南堺警察署 072-291-1234 泉北高速鉄道光明池駅 072-298-1100
 ライフ城山台店 072-298-4888 堺市立城山台小学校 072-299-6571
 大阪障害者職業能力開発校 072-296-8311
 ファインプラザ 072-296-6311 大阪府立成美高等学校 072-299-9000
 <北リハ> 西堺警察署 072-274-1234 北堺警察署 072-250-1234
 堺警察署 072-223-1234 JA 堺市本所 072-278-3333
 JR 上野芝駅(まずは JR 西日本お客様センターへ電話) 0570-00-2486
 西友上野芝店 072-281-7800 万代上野芝店 072-281-0666

◎ 子どもが発見された時の対応

- ・子どもの健康状態を把握し、必要なら医療機関を受診。
- ・保護者への連絡とお詫びを行う。
- ・関係機関への連絡と協力のお礼。
- ・園内での反省と今後の対応を考える。

★予 防

- ①行方不明児搜索訓練を年度当初に実施し、非常時に備える。
- ②玄関や門が開いているのを発見したら、園長(代理)に報告し、各クラスの人数確認を呼びかける。
- ③全職員が連携をはかり、全園児を把握する。
 - ・職員の動態を把握して保育体制を整える。
 - ・バス送迎時は保護者・子どもの出入りがあり、子どもの把握がしにくいので、保育士以外の職員も園庭に出て子どもの把握、安全に努める。
 - ・行事等がある場合は、役割分担等再確認をする。
 - ・給間食の準備・片付け、自由あそび等、保育士にとって忙しい時間帯は十分注意して子どもの把握安全に努める。
- ④担任がクラスの子どもの把握をする
 - ・日課の節目には人数の確認を行う。
- ⑤全職員が安全点検を行い施設管理を徹底する。
 - ・保護者・業者が出入りの際に施錠をするよう徹底を図る。特に見えにくい位置に門のあるところは注意する。
 - ・フェンス沿いに足場代わりになるモノ等が置かれていないか、点検を怠らない。

(Ⅱ)不審者の侵入

<1>園内への侵入者

★対応

- ①まずは近くの職員に知らせ、応援を求める。→職員室にいる園長等に連絡する。
- ②危険であると判断した場合は、非常通報装置により警察本部に連絡。(受理用電話機の照会に出ることが可能であれば、状況の説明と協力を求める。)
- ③非常ベルは鳴らさず、園内放送などにより、全職員と子どもに注意し対応を指示する。その際、子どもたちに過度な不安を与えないようにする。
- ④危険物をもっていないか気をつけ、あまり近づきすぎないようにしながら声をかける。
- ⑤負傷児(者)の救護と子どもの安全を第一に考え適切・迅速に対応する。
- ⑥侵入者については、性別、年齢、特徴など知りえる範囲の情報を得る。
- ⑦園長(代理)の指示に基づいて、対応策を明確にし、全職員が共通理解のもとに組織的に対応する。
- ⑧保護者には可能な限り早く情報を提供すること。

*事後の対応

- ・子ども・保護者・職員の心のケアに努める。
- ・保護者への報告
- ・所管課への報告

★予防

- ①職員の共通理解と所内の体制
 - ・侵入者に対する対応については、対応訓練など計画的に行い非常時の行動が速やかに行えるようにする。
- ②来訪者の確認
 - ・モニターテレビ等によって来訪者の確認を徹底する。
 - ・来訪者にはどの職員も積極的に声をかける。
- ③不審者情報に関わる関係機関との連携
 - ・近接する園や学校、警察、地域自治会、保護者会等の関係機関と連携して情報を速やかに把握できる体制を整える。

2. 園外での活動(散歩・クラス遠足)をする時

危険な場所や設備等の把握をしておく。事前に園長まで予定表を提出し、職員室に声かけをして外出する。その際、携帯電話を持つなど防備し連絡が取れるようにする。又、必ず複数の職員で保育体制をとる。

不審者緊急対応フロー図

◎来所者には積極的に声をかける◎
☆利用者・関係者かどうかの確認



不審者の発見

侵入者については、性別・年齢・特徴
など、知り得る情報に留意する

現場＜発見者及びその周辺の職員が対応＞

その1

◎その場にいる子どもを守る◎
☆安全が確保できる場所に緊急避難

その2

◎落ち着いて対応◎

☆危険物を持っていないかに気をつけ、あまり
近づき過ぎないよう声をかけ、相手を落ち
着かせる

その3

◎知らせる◎

☆まずは、近くの職員へ。非常ベル
☆警備員へ
☆職員室へ

職員室＜園長・代理・主任の指示対応＞

その1

◎負傷者の救護◎

☆直ちに、医師・看護師の応急処置
☆必要に応じて119番通報

その2

◎通報する◎

☆非常通報装置 ⇒ 警察へ

その3

◎園全体への指示◎

☆園内放送等による避難指示

〔子どもに過度な不安を与えない〕

◎保護者への連絡・説明◎

(3)感染症対策及び対応行動マニュアル

(I)食中毒

給食調理については「堺市立児童発達支援センター衛生管理マニュアル」を職員が熟知して、調理にあたらなければならない。

★対 応

- ①保護者から下痢・腹痛・嘔吐・発熱などの症状で欠席の連絡が入ったら、症状を詳しく聞きとる。
- ②保護者に医師受診の有無を確認し、受診している場合は診察所見を聞く。
- ③当日を含めた前10日間の欠席児童(特に病欠児)の状態を把握し、クラス別の欠席児童数・欠席理由をまとめる。
- ④出席している子どもの健康管理も丁寧に行う。
- ⑤診療所長に報告し、意見を求める。
- ⑥看護師は担任と協力して健康観察の結果を把握し、記録を作り、健康観察に関する助言を行う。

★予 防

- ①日常より、子どもの免疫状況(罹患、予防接種状況)を把握し、記録しておく。
- ②常に子どもの健康状態や欠席状況、欠席理由の的確な把握に努める。
- ③日常において、手洗いや消毒、うがいを励行するなど保健指導の徹底に努める。

<1>食中毒と判断された場合の対応

- ①症状がみられる子どもについては、速やかに医療機関を受診するよう保護者に依頼する。
(発症者のプライバシー、人権に配慮する)
- ②速やかに必要な情報を収集し、正確に状況を把握する。

(収集すべき基本的情報とは:)

*発症者の特定と人数
*症状の内容
*発症した日時と場所
*医師の診断の有無と所見
*保健センターへの届け出の有無
<保健センターの連絡先>
(南リハ) 南保健センター 072-293-1222
(北リハ) 西保健センター 072-271-2012

- ③1人でも食中毒を疑う患者が発生した場合は保健所(食品衛生課)に報告する。
- ④保健所等の指示に基づき、保護者への発生報告と各種調査の協力依頼をする。(原因究明のための措置に協力してもらう)
- ⑤食中毒の発生状況、正しい知識(食中毒の特徴・症状・潜伏期間)、子ども及び家族管理の注意事項について保護者に知らせる。
- ⑥罹患園児及び家族への差別や偏見等の不当な扱いのないよう指導や啓発を行う。

<2> 感染症と判断された場合の対応

<子どもへの対応>

- ①疑わしいときは、感染予防のため静養室(保健室)で観察保育をし、保護者に連絡する。
- ②欠席の子どもの状態を把握する。
- ③排泄後、食前、おやつ前に、石鹸・流水による手洗い、うがい等徹底する。
- ④個人の持ち物(タオル等)は毎日持ち帰り洗ってもらう。
- ⑤給食、おやつ等の取り扱いや保管に注意する。
- ⑥合同保育、クッキング保育、プール遊び等は中止する。
- ⑦玩具の清潔、環境の整備をする。
- ⑧排泄物の後始末にはゴム手袋を使用、終了後は手洗いを十分にする。
- ⑨手の触れるところを清潔にする。(手洗い場、便座等)
- ⑩診断が確定した場合は主治医の許可がでるまで登園は不可とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> * いつ頃から増え始めたか * 共通症状がみられるか * とくに多発しているクラスはないか * どのように感染してきたか |
|---|

<保護者への対応>

- ①「おたより」などにより発生を知らせる。
- ②発生した病気の感染防止のための注意喚起を徹底する。
- ③体調が悪い時は、早期受診を促し園で発生している病気について医師に必ず伝えてもらう。
- ④必要に応じて保護者に説明会、学習会を開催する。

●登園のめやす(抜粋)

感染症名	登園の目安(登園停止の期間)
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過すること
風疹(三日はしか)	発疹が消失していること
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺のはれが発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になること
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療を終了すること
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日間を経過すること
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過すること
流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失するまで

(4)人権侵害、情報漏洩対策及び対応行動マニュアル

日常的に、防止する措置をとっているかどうかが重要である。

★ 日常的に

◎人権侵害にあたるものであるかどうか、少しでも気になったらお互いに指摘しあう。

↓

それでも改善されない時は、主任・代理・園長に伝え、指導していく。

人権侵害は許さないという職場風土を作ることが大切。

意識せずに、他者を傷つける言葉を発することもある。それが人権侵害に触れる可能性もある。

ふだんから、自分たちを守るためにも、お互いに指摘しあえる風土作りが大切である。

◎個人情報の保護に関しては、誤配などのないよう、《ダブルチェック》を徹底する。

「ダブルチェックしましたか？」がごく当たり前になるようにしていく。

◎個人情報の持ち出しは決して行わない。

必要に駆られ、持ち出さねばならない時は、園長に事情を説明の上、許可を得る。

そして、常に持ち歩いて放さないようにする。事後、園長に報告の上、すみやかに元の場所に保管する。

★ 対応

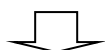
◎絶対に起こってはならないことが起こったということを意識して対応しなければならない。

◎被害を受けた人の心のケアに、全力をあげて努めなければならない。

・当事者から、主任・代理・園長へ 報告

・発見者から、主任・代理・園長へ 報告

⇒ 園長から当事者に状況確認



(可能な限り)早期に対応していく。

＜人権侵害の場合＞ 被害者との接触場面をはずすなどの処置し、改めて処分を決定する。
被害者の心のケアに全力をあげて取り組む。

＜情報漏洩の場合＞ すみやかに情報の回収に努めるとともに、被害を受けた方への謝罪
および心のケアに全力をあげて取り組む。

◎ 今後の改善策を具体的に検討し、提示する。

◎ 報道機関、所管課への対応は、施設部長、おおぞら所長、当該園長で行う。